

店頭外国為替証拠金取引(FX PLUS)約款

第1条(約款の趣旨)

- (1) 本約款は、お客様とマネックス証券株式会社(以下、「当社」といいます。)との間で行うインターネットを利用した取引及びそれに付随した業務の取扱いのうち、為替証拠金を用いた外国為替取引である「FX PLUS」(以下、「本取引」といいます。)に関する権利義務関係を明確にするための取決めです。
- (2) お客様は、この約款に掲げる事項を承諾し、本取引の特徴やリスクを十分理解したうえで、自己の責任と判断において本取引を行うものとします。

第2条(取引口座)

お客様は、以下の要件をすべて満たす場合にFX PLUS(為替証拠金取引)口座(以下「本口座」といいます。)の開設を申込み又は維持することができるものとします。

- ① 既に当社の約款・規定に基づく証券総合取引口座を開設していること。
- ② 未成年でないこと。
- ③ 本約款及び当社の定める本取引に関する各種ルールにご同意いただくこと。
- ④ 本取引の特徴やリスクを十分理解し、自己の責任と判断においてお取引いただけること。
- ⑤ 氏名、住所、電話番号、生年月日、職業(勤務先を含む)、電子メールアドレス等、当社の定める事項が正しく登録されていること。
- ⑥ 当社から電話、電子メールにて常時連絡が取れること。
- ⑦ インターネットをご利用いただけること。
- ⑧ ご自身の電子メールアドレスがあること。
- ⑨ 前各号のほか当社が定める要件。

第3条(法令等の遵守)

お客様は、本取引を行うに際し、「金融商品取引法」、「外国為替及び外国貿易法」その他の関係法令諸規則および外国為替銀行取引で通常行われている慣行に基づき当社が定める規定等を遵守するものとします。

第4条(通貨・取引の種類)

本取引において取扱う通貨及び取引の種類は、当社が定めるものとします。

第5条(取引時間)

- (1) お客様が取引できる時間は、当社が定めるものとします。
- (2) 当社は、当社が必要と認める場合、取引時間を変更できるものとします。
- (3) 当社は、前項に定める時間内において、回線及び機器の瑕疵又は障害(以下、「システム障害」といいます。)又は補修等やむを得ない事由により、予告なくサービスの一部又は全部の提供を一時停止又は中止することができるものとします。

第6条(取引数量、持高等)

お客様が取引できる数量、持高(ポジション)等は、当社が定める範囲内とします。

第7条(注文の有効期限)

お客様の売買注文の有効期限は、当社が定めるところに従うものとします。

第8条(為替レート及びスワップ金利)

お客様が当社と行う本取引に係る為替レート及びスワップ金利に関しては、当社が提示する為替レート及びスワップ金利が適用されるものとします。

第9条(注文)

お客様は、お客様が当社と行う本取引に係る売買注文を行うときは、次に掲げる事項を当社に明示するものとします。

- ① 通貨の種類
- ② 売買の区別
- ③ 数量
- ④ 執行条件
- ⑤ 指値注文の場合は価格
- ⑥ 注文の有効期限

第10条(注文の受付)

- (1) 当社は、お客様の注文をインターネット上の本取引に係るサイトからのみ受注し、システム障害が発生した場合も含めて、電話、ファクシミリ、電子メールその他の方法による受注は、当社が必要と認める場合を除き、行わないものとします。
- (2) お客様が当社へ発注する売買注文は、当社がその入力内容を受信した時点で注文の受付とします。
- (3) 受渡決済の注文については、システム障害が発生した場合を除き、当社が定める方法により受注することができるものとします。

第11条(売買注文の取消・変更)

お客様が当社に発注された売買注文は、未約定の場合は、取消・変更を行うことができるものとします。売買注文を変更される場合、お客様は変更しようとする売買注文の取消を行った後、新たに変更後の売買注文の入力を行うものとします。

第12条(売買注文の執行)

お客様が当社に発注された売買注文は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、当社は、当社が必要と認める場合を除き、注文の執行を行わないものとします。

- ① お客様の本口座に為替証拠金が不足する場合。
- ② お客様の売買注文の内容が本約款又は当社の定める本取引に関するルール等に違反する場合。

第13条(取引注文等の取次・委託)

お客様は、当社が本取引に関する注文及び本取引に関連する業務を、当社の指定する業者に取次又は委託することをあらかじめ同意するものとします。

第 14 条(売買注文等の照会)

お客様の売買注文等取引の内容は、本取引に係るシステムを利用して照会するものとします。但し、受渡決済については、当社が定める方法により照会することができるものとします。

第 15 条(為替証拠金)

- (1) お客様は、当社と本取引を行うにあたり、本取引から生じる当社に対するお客様の一切の債務を担保するために、当社に対して当社が定める金額以上の為替証拠金を当社の定める方法により本口座に預託するものとします。
- (2) 当社は、本取引により差損益金が生じた場合、お客様に事前に通知することなく、差益金は為替証拠金に加算し、差損金は為替証拠金から控除することができるものとします。
- (3) お客様は、新規の本取引を開始してから決済を行うまでの期間、当社が定めるお客様の取引に係る維持すべき為替証拠金額の水準(以下、「維持証拠金」といいます。)以上の額を常に保持しておくものとします。
- (4) 当社は、経済情勢等の変化に伴い為替証拠金維持率を合理的に変更できることとし、為替証拠金維持率を変更したときは、お客様の持高(ポジション)の為替証拠金に対しても変更後の為替証拠金維持率を適用するものとします。
- (5) 当社に預託されている為替証拠金の額が、預託すべき金額を超えている時、お客様は、超過分の全部又は一部を当社の証券総合取引口座へ振り替えることができるものとします。
- (6) 為替証拠金その他本取引に関しお客様が当社に預託する金銭に対しては、当社は付利をいたしません。
- (7) 前各項に定めるほか、本取引に係る為替証拠金の取扱いについては当社の定めるところに従うものとします。

第 16 条(ロスカットルール)

- (1) お客様の持高(ポジション)が、当社がロスカットルールとして定める基準に該当した場合、当社は任意に、お客様に通知することなく、お客様の計算において反対売買することができるものとします。
- (2) 前項による反対売買の結果、ロスカットルールに設定した値幅以上の損害が発生した場合においても、当社はその責を負わないものとします。
- (3) ロスカットルールは当社の判断によって変更することができるものとします。

第 17 条(追加証拠金請求)

- (1) お客様の当社に預託されている為替証拠金の額が、当社が定める時点において預託すべき金額に満たない場合、当社はお客様に不足する額について追加証拠金請求を行うものとします。
- (2) お客様が追加証拠金請求額を当社が定める期限までに充当しない場合、当社はお客様の保有する持高(ポジション)を任意に、お客様に通知することなく、お客様の計算において反対売買できるものとします。
- (3) 前項による反対売買の結果、お客様に損失が生じた場合においても、当社はその責を負わないものとします。
- (4) 当社が定める時点の為替証拠金の計測及び追加証拠金請求額の充当期限については、当社が任意に変更することができるものとします。

第 18 条(取引手数料等)

- (1) お客様は、当社が別途定める取引手数料等及びその他の諸経費を支払うものとします。
- (2) 取引手数料等は当社の判断によって変更することができるものとします。

第 19 条(公租公課)

お客様は、本取引に係る公租公課をお客様自身の負担により支払うものとします。

第 20 条(期限の利益の喪失)

- (1) お客様について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社から通知、催告等がなくてもお客様は、当社に対するすべての本取引に係る債務について期限の利益を失い、お客様は直ちに債務を弁済するものとします。
- ① 支払の停止、破産又は会社更生・民事再生手続、会社整理開始若しくは特別清算開始の申立があったとき。
 - ② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - ③ お客様の当社に対する本取引に係る債権又はその他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全差押又は差押の命令、通知が発送されたとき。
 - ④ お客様の当社に対する本取引に係る債務について差し入れている担保の目的物について差押又は競売手続の開始があったとき。
 - ⑤ 外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当又は類する事由が生じたとき。
 - ⑥ 住所変更の届出を怠るなどお客様の責に帰すべき事由によって、当社にお客様の所在が不明となったとき、あるいは、当社よりの電話による連絡が不可能であると当社が判断したとき。
 - ⑦ 海外に居住することとなったとき。
 - ⑧ 死亡したとき。
 - ⑨ 心身機能の重度な低下により、本取引の継続が著しく困難又は不可能となったとき。
- (2) 次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社の請求によって当社に対するすべての本取引に係るお客様の債務は期限の利益を失い、お客様は直ちに債務を弁済するものとします。
- ① お客様の当社に対する本取引に係る債務又はその他一切の債務のいずれかについて一部でも履行を遅滞したとき。
 - ② お客様の当社に対する債務(但し、本取引に係る債務を除く。)について差し入れている担保の目的物について差押又は競売手続の開始(外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当又は類する事由に該当した場合を含む。)があったとき。
 - ③ お客様が本約款又はその他当社の定める約款・規定に違反したとき。
 - ④ 前3号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
- (3) お客様は、前2項各号のいずれかの事由が生じた場合には、当社に対し直接書面をもってその旨の報告をするものとします。

第 21 条(支払不能又は不能となる恐れがある場合等における本取引)

- (1) お客様が前条第1項各号のいずれかに該当したときは、当社は任意に、お客様への事前連絡やお客様の承諾を必要とすることなく、お客様が本口座を通じて行っているすべての本取引につき、それを決済することができるものとします。
- (2) お客様が前条第2項第1号に掲げる債務のうち、本取引に係る債務について一部でも履行を遅滞したときは、当社は任意に、お客様への事前連絡やお客様の承諾を必要とすることなく、当該遅滞に係る本取引を決済するために必要な反対売買を行い、決済することができるものとします。
- (3) お客様が前条第2項各号のいずれかに該当したときで、当社から請求があった場合には、当社の指定する日時までに、お客様が本口座を通じて行っているすべての本取引を決済するために必要な反対売買等を、当社に注文するものとします。

- (4) 前項の日時までには、お客様が反対売買の注文を行わないときは、当社が任意に、それを決済するために必要な反対売買等を行うことができるものとします。
- (5) 前各項の反対売買等を行った結果、損失が生じた場合には、お客様は当社に対して、その額に相当する金銭を直ちに支払うものとします。

第 22 条(差引計算)

- (1) 当社との一切の取引において、期限の到来、期限の利益の喪失その他の事由によって、お客様が当社に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務とお客様の本取引に係る債権その他一切の債権を、その債権の期限にかかわらず、お客様に事前に通知することなく、いつでも当社は相殺することができるものとします。
- (2) 前項の相殺ができる場合には、当社は事前の通知及び所定の手続きを省略し、お客様に代わり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することができるものとします。
- (3) 前2項によって差引計算をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間の計算実行の日までとし、債権債務の利率については、当社の定める利率及び率によるものとし、また差引計算を行う場合債権及び債務の支払通貨が異なるときに適用する外国為替相場については、当社の指定する通貨によるものとし、お客様の当社に対する外貨建ての債務を円貨額に換算する場合は当社の指定する為替レートを適用するものとします。

第 23 条(担保物の処分)

お客様が本約款に基づき当社に対し負担する債務を当社の定める時限までに履行しないときは、お客様が当社に対して差し入れている担保物について、通知、催告等を行わず、かつ法律上の手続きによらないで、お客様の計算において、当社の任意で処分し、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当することができ、また当該弁済充当を行った結果、残債務がある場合には直ちに弁済を行うものとします。

第 24 条(占有物の処分)

お客様が当社と行う本取引に関し、当社に対し負担する債務を履行しなかった場合には、当社が占有しているお客様の外国通貨、有価証券等を当社は処分できるものとし、この場合すべて前条に準じて取り扱われるものとします。

第 25 条(充当の指定)

債務の弁済又は第 22 条の差引計算を行う場合、お客様の債務の全額を消滅させるのに足りないときは、当社は、当社が適当と認める順序方法により充当することができるものとします。

第 26 条(遅延損害金の支払い)

お客様が当社と行う本取引に関し、当社に対する債務の履行を怠ったときは、当社の請求により、当社に対し履行期日の翌日より履行の日まで、年率 14.6%の割合による遅延損害金を申し受けることができるものとします。

第 27 条(取引内容の確認)

お客様は、当社との本取引内容等については、当社の提供するシステムにより取引の都度速やかに確認するものとします。また、お客様は、本取引にかかる取引報告書等、書面による送付がされないことに同意するものとします。

第 28 条(免責事項)

次に掲げる場合を含め、当社の故意又は重過失によらずしてお客様又は第三者に発生した損害については、当社は責を負わないものとします。

- ① 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変等、不可抗力と認められる事由により、本取引の執行、金銭の授受等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害。
- ② 外国為替市場の閉鎖若しくは規則の変更等の事由により、お客様の本取引に係る注文に当社が応じ得ないことにより生じた損害。
- ③ 電信、インターネット又は郵便の誤謬、遅延等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害。
- ④ お客様のID、パスワード等をお客様ご自身が入力したか否かに拘らず、あらかじめ当社に登録されているものとの一致を当社が確認して行った取引により生じた損害。
- ⑤ お客様のコンピューターのハードウェアやソフトウェアの故障、誤作動、当社のコンピューターシステム、ソフトウェアの故障や誤作動、市場関係者や第三者が提供するシステム、オンライン、ソフトウェアの故障、誤作動等、取引に関係する一切のコンピューターのハードウェア、ソフトウェア、システム及びオンラインの故障や誤作動により生じた損害。

第 29 条(解除)

- (1) 次の各号のいずれかに該当し、又はお客様が第 20 条に掲げる事項のいずれかに該当したときは、お客様との間のすべての本取引は解除され、本口座も解約できるものとします。但し、解除時においてお客様が当社と行う本取引の持高(ポジション)が残存する場合、又はお客様の当社に対する本約款に基づく債務が残存する場合には、必要な限度において本約款が適用されるものとします。なお、お客様が当社と行う本取引の持高(ポジション)が残存する場合は、当社の定めによる方法により精算します。
 - ① お客様が当社に対し解約の申出をしたとき。
 - ② お客様が本約款の条項のいずれかに違反し、当社が解約を通告したとき。
 - ③ 第 38 条に定める本約款の変更にお客様が同意しないとき。
 - ④ お客様又は当社が証券総合取引口座の解約の申出をしたとき。
 - ⑤ 前各号の他、やむを得ない事由により、当社がお客様に対し解約の申出をしたとき。
- (2) 前項の場合において、本約款により差引計算後、お客様の本口座に残高があるときは、証券総合取引口座に振り替えられるものとします。
- (3) お客様の取引が、①端末機器、接続回線またはプログラムに不正な操作や改変を施して発注されたもの、②スキュルピング取引等により、当社のサービス運営に負担を与えるおそれがあるもの、③その他の要因により、他のお客様の通常の取引に重大な影響を及ぼす可能性があるもの、と当社が判断した場合、当社はお客様に対して、新たな取引の停止を通告し、本口座を解約することができるものとします。ただし、通告時においてお客様の口座に持高(ポジション)が残存する場合、持高の反対売買に限り取引を認めることとします。この場合でも、持高がなくなり次第本口座を解約し、本取引に係る証拠金は、証券総合取引口座に振替処理いたします。

第 30 条(債権譲渡等の禁止)

お客様が当社に対して有する債権は、これを他に譲渡又は質入れ、その他処分をすることができないものとします。

第 31 条(届出事項の変更)

当社に届け出たお客様の氏名若しくは名称、印章若しくは署名、印鑑又は住所若しくは事務所の所在地、電子メールアドレスその他の事項に変更があったときは、当社に対し直ちに当社の指定する方法をもってその旨の届出をするもの

とします。

第 32 条(通知の効力)

お客様の届け出た住所又は事務所の所在地又はお客様の電子メールアドレス宛てに当社よりなされた本取引に関する諸通知が、転居、不在その他当社の責に帰さない事由により、延着し、又は到達しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものとします。

第 33 条(政府機関等宛て報告書等の作成及び提出)

- (1) お客様は、当社が日本国の法令等に基づき要求される場合には、お客様に係る本取引の内容その他を、日本国の政府機関等宛てに報告することに異議を述べないものとします。この場合、お客様は、当社の指示に応じて、当該報告書その他の書類の作成に協力するものとします。
- (2) 前項の規定に基づく報告書その他の書類の作成及び提出に関して発生した一切の損害については、当社は免責されるものとします。

第 34 条(サービス内容の変更)

当社は、お客様に事前に通知することなく、本取引に関して提供するサービスの内容を変更することができるものとします。

第 35 条(取得情報の個人利用)

お客様は、本取引の過程で得られる数値、ニュース等の情報を、お客様の取引目的のみに利用するものとし、第三者への情報提供、営業目的の利用、情報の加工または再配信等、お客様の個人利用以外を目的とした利用を行ってはならないものとします。

第 36 条(適用される法律)

本約款は、日本国の法律に準拠し、日本国の法律に従い解釈されるものとします。

第 37 条(合意管轄)

お客様と当社との間の本取引に関する訴訟については、当社本店所在地を管轄する裁判所を第一審の合意専属管轄裁判所として当社が指定することができるものとします。

第 38 条(約款の変更)

本約款は、法令の変更又は監督官庁の指示その他必要が生じたときに改訂されることがあります。なお、改訂の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改訂事項をウェブサイトで掲示するなど当社の定める方法によりお知らせします。この場合、所定の期日までに異議のお申し立てがないときは、約款の改訂にご同意いただいたものとして取り扱います。

以上

(2011 年 8 月)